尾張都市計画地区計画の変更(稲沢市決定)

都市計画平和工業団地地区計画を次のように変更する。

名称		平和工業団地地区計画							
	位置	稲沢市平和町下三宅菱池、下三宅横枕、下三宅舟附、東城戌亥、 横池三番割、横池中之町及び嫁振北の一部							
	面積	約23. 2ha							
区域の整備・開発及び保	地区計画の目標	本地区は、稲沢市の南西部に位置しており、国道155号を介し名神高速 道路、東海北陸自動車道、東名阪自動車道及び伊勢湾岸自動車道などの 広域交通網への利便性が良い立地条件を備えている。そこで、都市活力 を創出する新たな企業の立地の促進を図るため、隣接する工業地と一体 的な土地利用を誘導し、周辺地域及び営農環境と調和した、優良な工業 団地及び流通業務団地の形成とその環境の保全を図ることを目標とす る。							
	土地利用の方針	建築物等の規制・誘導を積極的に推進するとともに、潤いとゆとりの ある工業団地及び流通業務団地の形成と合理的な土地利用を図る。							
	地区施設の整備方針	工業団地内に発生する交通を適切に幹線道路へと導く地区内道路整備を図る。また、周辺住環境に配慮し、地区内に緑地を配置する。さらに、調整池を設置し、その機能が損なわれないよう維持・保全を図る。							
全の方針	建築物等の整備の方針	建築物等の用途の制限、建築物の容積率・建ペい率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度などを定めることにより、良好な工業団地及び流通業務団地の形成を誘導する。							
	その他当該区域の整 備・開発及び保全に関 する方針	緑地を適切に配置し、快適で潤いとゆとりのある工業団地の形成や、 周辺環境との調和を図る。 また、安全で円滑な交通を確保するため適切な道路整備を行う。							
			名称	標準幅員	延長	配置			
		道	道路1号	13. 0m	約400m				
			道路2号	11. 0m	44				
					約430m				
		道			約430m 約520m	計画図表示			
		追路	道路3号	11.0m	約520m	計画図表示 のとおり			
		道路	道路3号 道路4号	11. 0m 12. 0m	約520m 約420m	計画図表示のとおり			
地		路路	道路3号 道路4号 道路5号	11. 0m 12. 0m 12. 0m	約520m 約420m 約90m				
区		道 路 B	道路3号 道路4号 道路5号 道路6号	11. 0m 12. 0m 12. 0m 16. 0m	約520m 約420m	のとおり			
		道路	道路3号 道路4号 道路5号	11.0m 12.0m 12.0m 16.0m 面 ただし、乗入口につい 置する。 乗入口は1箇所につき 320㎡以下とする。 上記の面積は乗入口の	約520m 約420m 約90m 約310m 積 約1.3ha いては最大2箇所配 に幅16m以下、面積				
区整備計		道路	道路3号 道路4号 道路5号 道路6号 名称	11.0m 12.0m 12.0m 16.0m 16.0m 面 ただし、乗入口につい 置する。 乗入口は1箇所につき 320㎡以下とする。 上記の面積は乗入口する。	約520m 約420m 約90m 約310m 積 約1.3ha いては最大2箇所配 に幅16m以下、面積	のとおり			
区整備計	地区施設の配置及び規模	道路	道路3号 道路4号 道路5号 道路6号 名称	11.0m 12.0m 12.0m 12.0m 16.0m 16.0m 面 ただし、乗入口につい置する。 乗入口は1箇所につき 320㎡以下とする。 上記の面積は乗入口する。 ただし、乗入口につい置する。 終0. ただし、乗入口につい置する。 乗入口は1箇所につき 320㎡以下とする。 乗入口は1箇所につき 320㎡以下とする。	約520m 約420m 約90m 約310m 積 約1.3ha いては最大2箇所配 は幅16m以下、面積 分を控除したものと .6ha 約0.02ha いては最大2箇所配	のとおり			
区整備計		路	道路3号 道路4号 道路5号 道路6号 名称 緑地1号	11.0m 12.0m 12.0m 12.0m 16.0m 16.0m 面 ただし、乗入口につい 置する。 乗入口は1箇所につき 320㎡以下とする。 上記の面積は乗入口する。 ただし、乗入口につい 置する。 無入口は1箇所につき 320㎡以下とする。 上記の面積は乗入口につい 置する。 乗入口は1箇所につき 320㎡以下とする。 上記の面積は乗入口につい できる。 乗入口は1箇所につき 320㎡以下とする。	約520m 約420m 約900m 約310m 積 約1.3ha いては最大2箇所配 は幅16m以下、面積 分を控除したものと .6ha 約0.02ha いては最大2箇所配 は幅16m以下、面積	のとおり 配置 割画図表示			
区整備計		路	道路3号 道路4号 道路5号 道路6号 名称 緑地1号 緑地2号	11.0m 12.0m 12.0m 12.0m 16.0m 16.0m 面 ただし、乗入口につい 置する。 乗入口は1箇所につき 320㎡以下とする。 上記の面積は乗入口する。 ただし、乗入口につい 置する。 乗入口は1箇所につき 320㎡以下とする。 乗入口は1箇所につき 320㎡以下とする。 乗入口は1箇所につき 320㎡以下とする。 乗入口は16の面積は乗入口する。 上記の面積は乗入口する。	約520m 約420m 約90m 約310m 積 約1.3ha いては最大2箇所配 を幅16m以下、面積 分を控除したものと .6ha 約0.02ha いては最大2箇所配 に幅16m以下、面積 かでは最大2箇所配	のとおり 配置 割画図表示			
区整備計		路	道路3号 道路4号 道路5号 道路6号 名称 緑地1号 緑地2号	11.0m 12.0m 12.0m 12.0m 16.0m 16.0m 面 ただし、乗入口につい置する。 乗入口は1箇所につき 320㎡以下とする。 上記の面積は乗入口する。 ただし、乗入口につい置する。 乗入口は1箇所につき 320㎡以下とする。 乗入口は1箇所につき 320㎡以下とする。 乗入口は1箇所につき 320㎡以下とする。 乗入口は1箇所につき 320㎡以下とする。 糸0.	約520m 約420m 約90m 約310m 積 約1.3ha いては最大2箇所配 は幅16m以下、面積 分を控除したものと .6ha 約0.02ha いては最大2箇所配 は幅16m以下、面積 分を控除したものと	のとおり 配置 割画図表示			
区整備計		路	道路3号 道路4号 道路5号 道路6号 名称 緑地1号 緑地2号	11.0m 12.0m 12.0m 12.0m 16.0m 16.0m 面 ただし、乗入口につい 置する。 乗入口は1箇所につき 320㎡以下とする。 上記の面積は乗入口につい 置する。 無入口は1箇所につき 320㎡以下とする。 糸0. ただし、乗入口につい 置する。 約0. ただし、乗入口につい の重する。 約0. ただし、乗入口につい の手もある。 糸のが以下とする。 糸のが以下とする。 糸のが以下とする。 糸のが以下とする。 糸のが以下とする。 糸のが以下とする。 糸のが以下とする。 糸のがののできる。	約520m 約420m 約90m 約310m 積 約1.3ha いては最大2箇所配 を幅16m以下、面積 分を控除したものと .6ha 約0.02ha いては最大2箇所配 に幅16m以下、面積 かでは最大2箇所配	のとおり 配置 割画図表示			

				緑地8号		0. 3ha	۱ ا	
				緑地9号 約0.4ha		0. 4ha		
地区整備計				名称	面積	容量	配置	
			公世	調整池1号	約0.3ha	約7,160㎡		
			共空	調整池2号	約0.2ha	約2,770㎡	計画図表示	
			地	調整池3号	約0.2ha	約3,200㎡	のとおり	
				調整池4号	約0.2ha	約3,080 m³		
計画	建築物に関する事項	建築物等の用途の制限	建築できる建築物は、次のとおりとする。 1 日本標準産業分類に掲げる大分類 - 製造業に属する工場施設及びそれに関する研究開発施設並びに流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第2条第1号に定める流通業務の用に供する建築物。ただし、次の①、②は除く。 ① 建築基準法別表第2(る)項第1号(1)から(3)まで、(11)又は(12)に掲げる事業を営む工場 ② 建築基準法別表第2(る)項第1号(1)から(3)まで、(11)又は(12)の物品の貯蔵又は処理に供するもので建築基準法施行令第130条の9(数量は、表中準工業地域欄のものとする。)で定めるもの 2 1に併設する従業員寮					
		建築物の容積率の 最高限度	15/10					
		建築物の建ぺい率 の最高限度	6/10					
		建築物の敷地面積 の最低限度	3, 000 m²					
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界までの距離は5m以上とする。ただし、須ヶ谷川左岸側における敷地境界までの距離は15m以上、須ヶ谷川右岸側における敷地境界までの距離は4m以上とする。なお、床面積の合計が10㎡未満の守衛室、その他これに類するものは除く。					
		建築物等の高さの最高限度	た各区築さ想分地	特刻における、 計画の区域外に かと同一敷地内 (建築基準法施 定する建知のにある	の真太陽時の午前8 平均地盤面から4 こおける計画建築物 別において、壁面の 近行令第2条第1項 こよる、当該地区計 り場合はこの限りて	時から午後4時までは 一般の高さの水平面に かにより日影の生ずるで が位置の制限に適合する ではるの区域外においてない。 にはない。これらのが においては、これらのが	おいて、当該 部分が、計画 る建築物で、 が20mとし 生ずる日影の おいて、同一	
	土地の利緑 地 の 用 用に関す途・保全に る 事 項関する制限			(4)				